

子の親に面会する権利 (面会交流権)

顧問弁護士

びーすなう法律事務所

魚住 昭三



(参照判例：保全異議申立事件、横浜地裁平 30 (モ) 4031 号、
平 30.7.20 民 3 部決定、認可 (確定))

はじめに

近時、財産のある親族高齢者を囲い込み、他の親族との面会を拒否するという、トラブルが増えています。本判決は、「子の両親に面会する権利」を認めた事例です。

1 本件の事実

認知症で老人ホームに入居している父Aと母Bの長女Xが、長男Yに、XとA及びBとの面会を妨害されていると主張し、人格権を被保全権利として、老人ホームとYを相手方として、XがA及びBと面会することを妨害してはならないとの仮処分命令を申し立てた。横浜地決(平30.6.27)は、老人ホームとYらは、XがA及びBと面会することを妨害してはならないとの仮処分決定を出したため、Yは、この仮処分決定を不服として異議申立てをし、仮処分決定の取消しを求めた。

2 本決定の内容

(1) Xは、A及びBの子であるところ、A及びBはいずれも高齢で要介護状態にあり、アルツハイマー型認知症を患っていることからすると、子が両親の状況を確認し、必要な扶養(筆者注:「扶養義務者」を定める民法877条1項参照)をするために、面会交流を希望

することは当然であって、それが両親の意思に明確に反し両親の平穏な生活を侵害するなど、両親の権利を不当に侵害するものでない限り、面会対象者の子であるXは「子の親に面会する権利」を有するものといえる。

(2) 両親が施設に入居するにあたりYが関与していること、YがXに両親が入居している施設名を明らかにしないための措置を執ったこと、Xが家庭裁判所に親族間の紛争調整調停を申し立てても、Yは、両親の所在を明らかにせず、調停への出頭を拒否したこと、本件審尋期日においても、Yは、Xと両親が面会することについて協力しない旨の意思を示していることなどを総合すると、Yの意向が両親の入居している施設等の行為に影響し、Xが両親に面会できない状態にあるものといえる。また、Yの従前からの態度を考慮すると、前記のような状況が改善する可能性は乏しいものと言え、今後も、Yの妨害行為によりXの「子の親に面会する権利」が侵害されるおそれがあるものと言える。よって、本件仮処分命令申立ては理由があり、これを認容した原決定を認可した。

3 本決定の法的根拠

「子の親に面会する権利」は、扶養義務者たるべき子の人格権に基づく権利である。人格権が保護される究極の法的根拠は、憲法13条による幸福追求権に求められるが、民法上、人格権の侵害は不法行為となると認められているし(民法709条、710条)、現在の通説・判例は、人格権が排他性を有する物件類似の絶対権ないし支配権であるとし、端的に、侵害される人格権自体に基づく妨害排除ないし予防請求権としての差止請求権を認めている。

4 派生問題

施設が子の親に面会する権利を不当に妨害した場合、施設は子からの損害賠償請求(民法709条、710条)を受ける可能性があります。例えば、上記の場合、施設がYとの合意ないし要請の下、Xの「子の親に面会する権利」を妨害した場合、施設は、Xからの損害賠償請求を受ける可能性があるということです。Yとの合意ないし要請は、施設の妨害行為が不当か否かの一判断資料でしかないということです。

(参照文献)判例時報 2396号 30頁